



様式第4号(第7条関係)

令和 元年 8月 27日

東かがわ市議会議長

橋本 守 様

東かがわ市議会議員

氏名 田中久司



行政視察等報告書

1	日 時	令和元年 8月 7日 ~ 8月 9日	
2	参加者	田中久司	
3	研修目的等	内 容	研修場所
		市町村議会議員研修 [3日間コース] 1年目議員のために	滋賀県大津市唐崎二丁目 13-1
4	研修・調査内容	(別紙)	
5	研修成果	(別紙)	
		(感想・今後の取り組み等)	
6	費 用	大内 BS~京都 高速バス往復 7,600 円+JR240 円×2=8,080 円	

※領収書(交通費・宿泊費の明細が分かるもの)、研修資料を添付してください。

■ 8月7日 (第1日目) 講師: 小西先生 「地方自治制度と地方議会」

・地方自治法の位置づけについて

「地方自治法は憲法92条に裏付けされている重要な法律である」

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治法の本旨に基づいて法律でこれを定める。

憲法93条1項に議会の設置、2項に直接選挙が規定されている。

自分は憲法上の存在であると言っても過言ではない。

地方自治法2編6章に「議会」の定め→議決機関 (当該法人の最高意思決定機関である)

・地方議会はなぜ2元代表制をとっているのか

より民主的な運営を行うため、議会と長との間で一定の緊張性を保つため

住民はそれを注視しながら判断する。

第2章 議会の組織

「定数は条例で定めることとする」すなわち議員定数は議員自らが決めていることになる。

かつては、議員定数の法定上限があったものの (2011年自治法改正で) 撤廃される。

<92条2> 仕事と議員資格の関連について

「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

<103条> 議長、副議長の選任、任期について

「普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

○2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」

・議長の任期について

1年	→	24, 3%	}	77%
2年	→	52, 9%		
4年				

※ 1~2年で代わるのは違和感あり。たらいまわしではないか?

新人議員である今こそ真剣に考えてほしい。

<108条> 議長、副議長の辞任について

<203条> 議員報酬の規定

<109条> 委員会の設置について

「普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

○2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

○3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」  
により、委員会を置くことができる。ただし長は口出ししない。

#### <96条> 1, 2項

条例で普通地方公共団体に関する事項につき、議会の議決すべきものを定めることができる。

例) 2011. 12. 27「東かがわ市定住自立圏形成協定の締結、変更及びこれを廃止する旨の通告」

#### <97条> 2項

「議会は予算について増額してこれを議決することを妨げない。ただし、長の予算の提出の権限を侵すことができない」

#### <98条> 検査・監査請求権

関係書類及び計算書を検閲 → 当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告の請求、議決の管理、出納を検査することができる。

<99条> 意見書を国会、関係省庁に提出できる。

<100条> 議案の審査・運営に関し、協議・調整を行うための場を設けることができる。

#### <100条> 14~16項

政務活動費について → 条例で定めなければならない。自らで決定する責任を負う。

住民 本当にきちんと使われているかどうかを、住民監査請求に基づき実施する。

#### <101条> 5, 6項

招集権 議長は臨時会招集できる

※議長が招集しない場合が過去にあり問題になったことも。

通年議会 定例会日程

栃木県・長崎県が初めて実施

<102条> 1~3項 ①定例会、臨時会 ②条例で定める回数③必要な場合

<129条> 1~2項 議員の紀律の問題について

「議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。」

発言取消命令については、裁判とならない。議長が議員を対象とするものではない。

- ・公開議場における戒告 訴えられない ×
- ・公開議場における陳謝 訴えられない ×
- ・一定期間の出席停止 訴えられない ×

ただし、除名の場合は裁判の対象となりうる。

① 発言禁止、場外退場

② 閉会、中止

<132条> 品位の保持

言葉遣い、他人の私生活に対する言論を慎むべき。

<126条> 辞職について

市民の信託を受けて議員となったのだから、議長が勝手に処分してはいけない。

パフォーマンスはダメ！

質問 Q&A

Q：財政力と持続確認などのデータが欲しいが

A：総務省が、政策、地方財政の分析した状況資料集、一覧表の存在。

「REASUS（リーサス）」地方経済分析システム

地域経済に関する官民の様々なデータ及びそのグラフを地方公共団体単位でテーマごとに集約したもの

国からのガバナンスに対して、地方創意自体の工夫は重要

少子高齢化、解決のソリューションを地方に丸投げしているのではないか。（小西）

プレゼンテーション力で地域格差があるのが実情。

Q：道州制についてどう考えるか

A：正直なところ、現在様子見の状況。H28年段階では検討を加えると言う表現であったが、現在はトーンダウンしている。

地方自治法 第6章「議会」について

この箇所については、市長・議長・議会等、主語が誰なのかをはっきりと認識する必要がある。「地方自治法は日本の歴史上初めて、市町村及び府県の議会に真の権限と責任を与えた。

それぞれの議会は憲法と国の法規によってのみ制限される政府の自由な機関になった。」

戦後GHQが自画自賛して語った言葉として知られている。

■ 8月8日 (第2日目) 講師: 本橋先生 「議会と議員」 「議員の身分と職責」 「議会活動」  
地方議会の活動期間について

本議会 議会の宣告

会期不継続の原則

8/下、9/上 招集、名実ともにスタート

通年会期 閉会中に何かあった時 (例 災害とか) 活動できない時間をなくす。

デメリット 後述

委員会 原則として本会議と同じ (ただし例外あり)

閉会中の開催手続きをすれば活動できる

定例会 → あらかじめ告示された事件の審議可能

臨時会 → あらかじめ告示された事件以外は不可能

(これをやりたいがため、審議が開催される)

<102条>6項 専決事項 3中 3下 条例改正に伴い自動的に執行部で決定

通年議会 (メリット) ・議会を招集する暇がない

・災害・工事請負契約

昨年も同じ 例) 岡山県議会 議長不信任となったケースあり。

・一時不再議 (慣習法) の原則

「会議において一度議決した案件と同一の案件については再び同一会議中 (同一会期中) に  
議題として取り上げて審議や議決を行うことはできないという原則」

招集権 長が有するために議会に招集権はない

定例会、通年議会 → なし

臨時会 招集請求

議長の請求 定数の1/4以上

要件 ① 議員に提案権のある事件

② 具体性のある事件

③ 法的根拠のある事件

例) 東京都議会

議会の解散に関する特例法 → 平成の大合併

今でも7月選挙のところはそのなごりである。

<99条>条例・意見書について

例) 飲酒運転で事故 議員辞職勧告は臨時会の招集ができない 第100条に規定。

<178条> 首長の辞職については、招集できる

例) 北朝鮮のミサイル発射 → 招集できない

・本議会の運営について

① 団体意思 条例・予算・決算・人事案件・契約案件提出要件 定数1/12以上

② 機関意思 議会という一機関としての意思 意見書、決議

・審議（本会議）と審査（委員会）の関係と順序について

① 提案説明 → ② 質疑 → ③ 委員会付託 → ④ 委員会

留意点

法的には、首長（執行機関）が出席しているかどうかは全く関係ない。

・質疑 現に議題となっている事件について疑義を質すために行う発言

・一般質疑 行政全般にかかわること

その属する地方公共団体の行政（一般事務）

全般にわたり、執行機関に対し事務の執行状況及び将来に対する質疑

※一般質問の中で、議案質疑をやるともつたいない。市民にとっても無駄である。

答弁者の指名 議員はリクエストできるがあくまでも執行部が決定する

※誰が答えるのかではなく、内容が重要である

答弁の本来の目的

付託について

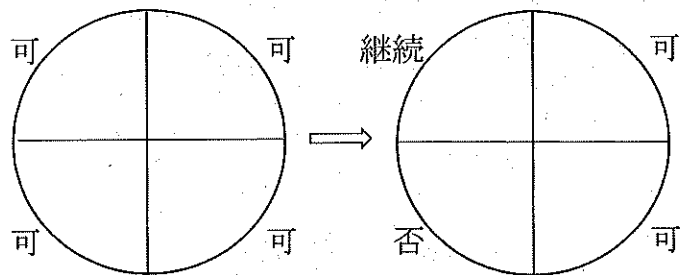
本会議中心主義 町村

委員会中心主義 市

分割付託 現在市議会の6割～7割

実務面、予算等で問題あり。

総務 ← 歳入・歳出 → 文教厚生



・継続審査について

出された案件は基本的にその会期内に結論を出す。

例外の場合の要件

1. 委員会に付託されている事件
2. 具体性のある事件 → 特定性がある
3. 法的根拠のある事件

例) 某大阪市議会